

# 陳情第17号

平成30年5月29日

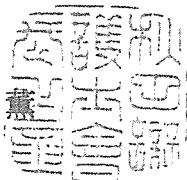
美郷町議会議長 様

陳情者氏名

〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号

秋田弁護士会

会長 赤坂



## 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の 継続・拡充を求める陳情書

### 第1 陳情事項

国において、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、以下のことを対応されるよう要望する旨の意見書を採択すること

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をPIONEERに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。



## 以上

1. 土田糾撫士会社，平成29年1月29日，地方消費着行政の一層の強化を求める意見書を提出した。その内容は、国に對し、①地方消費着行政推進のための交付金（以下「交付金」）を115億円、②國の事業の性質を有する消費着行政費用に対する恒久的財政負担、③地方消費着行政職員の賃員の算算問題の充実化・強化・簡便化の実現を図るため、交付金を適切に充てんする。  
2. 国は、交付金を通じて、地方消費着行政の充実・強化に対する財政的支持を図る。  
3. 地方自治法、交付金を獲得するためには、平成31年度予算要求に向けて、地方自冶体の現場の声を反映して、地方自冶体からの意見書を提出してみることをめざす。  
4. また、本陳情を行ふに際しては、効果的であることをねらう。